

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
001	<p>1 基本計画の目的</p> <p>豪雪地帯は、国土の約51%に及ぶ広大な面積を占め、また、総人口の約<b>15%</b>を擁し、我が国の経済社会において重要な地位を占めているが、毎年の恒常的な降積雪によって、住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害されてきた。近年は、道路の除雪を始め、各般の施策が総合的、計画的に推進され、雪による障害は軽減されてきているが、<b>人口減少、高齢化など地域を取り巻く状況はなお厳しい。そうした中で約20年振りの豪雪となった平成18年豪雪や、平成23年及び平成24年に発生した大雪では、高齢者を中心に除排雪の作業中の事故が相次ぎ、いずれの年も死者130名を超える人的被害が発生したほか、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通の阻害、空家の倒壊や落雪による物的・人的被害等の問題が生じるなど、豪雪地帯の安全・安心が大きく低下する事態が頻繁に生じている。</b></p> <p>他方、豪雪地帯は、豊かな土地、水資源、優れた自然環境等に恵まれており、我が国にとっての食料の供給地ともなっている<b>ほか、近年の地球温暖化問題への対応や東日本大震災後の電力不足を背景として、雪の冷熱をエネルギー源として活用する取組も始まっている。</b>これらを今後、更に有効に活用し、新たな産業の振興に取り組むとともに、雪と親しみ、雪と共生した雪国ならではの文化を創造し、交流や定住の場として魅力ある地域社会の形成に努め、雪国の特性を生かして海外を含めた交流と連携を推進することが、今後の均衡ある国土の発展と持続可能で世界に開かれた活力ある地域づくりに不可欠な課題である。</p> <p>このような観点から、豪雪地帯においては、<b>雪に強い安全・安心な地域づくりのためのハード・ソフトにわたる克雪対策の充実を促進するとともに、親雪、利雪の観点から、雪や地域の文化を活用した産業振興と地域活性化等を図る</b>ことが重要である。</p> <p>このため、本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除に積極的に努めるとともに、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図り、併せて雪のもたらす各種資源の利活用や地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努めるなど、総合的な豪雪地帯対策</p>	

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	を実施し、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的とする。	
002	2 基本計画の性格 本計画は、豪雪地帯における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関する恒久的な諸対策の基本となるべきものである。したがって、本計画は、豪雪地帯における治山、治水、交通、通信、農林業等の産業の振興、生活環境の整備等に関する長期計画に反映され、その他のあらゆる施策を行うに当たって尊重されなければならない。	—
003	3 基本計画の重点 本計画は、次の諸点に重点を置いて推進を図る。 第1に、積雪期においても、円滑な産業活動や快適な生活を実現する上で、基幹的な役割を果たす交通、通信について、その安全性、円滑性の確保及び高度化を図るため、これに必要な施設等の整備・拡充に努める。 第2に、雪国の特性を生かしつつ、産業の振興を総合的に推進し、活力ある地域づくりを進めるため、これに必要な産業の基礎条件等の整備・改善に努める。 第3に、雪に強く、安全・安心で快適な地域づくりを進めるため、これに必要な医療施設、教育施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充に努める。また、高齢化が進み、雪処理の担い手が不足している地域への対策を促進する。 第4に、雪による災害を防止し、安全な国土の形成を図るため、これに必要な治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充に努める。また、環境の保全を図るため、環境に配慮した施策の推進に努める。 第5に、豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するため、これに必要な克雪や利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に努める。	—
101	4 基本計画の内容	○旅客鉄道会社等が実施する海岸等保全や落石・なだれ等対策に係る施設

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
	<p>I 豪雪地帯に関する事項</p> <p>(1) 交通、通信等の確保に関する事項</p> <p>豪雪地帯における地域相互間あるいは非豪雪地帯との間の交流と連携を図り、活力ある経済社会を構築するための基礎的基盤として、交通、通信の果たす役割は極めて重要である。また、高速交通機関の整備に伴う交流圏の拡大、高齢化の進展や女性の社会参加の拡大等、社会情勢も大きく変化していることから、これらに対応した交通・通信体系の整備が望まれている。</p> <p>このような状況に対処し、冬期の安全で快適な交通や災害時の避難路等を確保するため、高規格幹線道路、高速鉄道、空港等の高速交通や通学路、福祉施設周辺等の歩行空間などの交通基盤の整備を推進するとともに、除排雪、防雪対策及び消融雪を適切に実施するほか、防雪施設等の維持・保全及び交通安全施設等整備の充実を図る。</p> <p>また、生活の利便性の向上、産業振興等の観点から、情報通信の高度化へ向けた基盤整備を推進する。</p>	<p>の設備のうち、鉄道施設だけでなく、家屋、道路、耕地等の保全・保護に資する事業を支援している。</p>
102	<p>ア 道路交通の確保 (道路整備)</p> <p>(ア) 冬期においても安全で円滑な道路交通の確保を図るとともに、地域間の交流と連携を促進するため、日常生活の基盤となる主要な市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網の整備を計画的に推進する。</p>	<p>○安全で快適な移動を実現するため、地方公共団体の要望を踏まえ、社会资本整備総合交付金や防災・安全交付金等により、現道拡幅等による隘路の解消や道路網の整備を支援している。</p>
103	<p>(イ) これらの路線の新設や改築に当たっては、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除や除雪作業を考慮した路線の計画を行う。道路の設計においては、降積雪や沿道の状況に応じて、横断面構成、線形、附属物、堆雪スペース等について十分に配慮を加え、雪害が少なく、除雪作業が容易な道路網の形成を図る。特に<b>代替路線のない道路</b>について、道路の雪害対策や改良等により、安定した冬期の道路交通の確保に努める。また、舗装の拡充及び路面維持の向上に努める。</p>	<p>○積雪地域における道路の構造については、その地域の特殊性に鑑み、道路構造令等を参考に道路の幅員や防雪施設等について配慮した構造としている。</p>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
104	（除雪体制の確保等） （ウ） これらの路線においては、各道路管理者間で整合のとれた除雪体制（除雪機械、人員及び施設）の確保を図り、除雪事業の効率的な実施に努める。また、除雪作業の一層の効率化等のため、道路管理者等関係機関相互の情報共有の強化を図ることとし、さらに車両の滞留を防止するため豪雪や地ふぶき時等においては、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置する。さらに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生した際には、迅速な道路交通の確保を図るため、通行止めによる集中的な除雪を行うなどにより、後続車両による連鎖的な滞留の回避に努める。また、ITS（高度道路交通システム）技術の導入を推進するとともに、気象や路面状況の監視・予測システムの整備、道路環境に適した除雪機械の性能向上や工法の開発・普及を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短期間の集中的な大雪等に備えて、大規模な車両滞留を防ぐ観点から、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎に、広範囲かつ同時に躊躇無く通行止めを実施するための、また大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを策定する。 短期間の集中的な大雪により、車両の滞留の発生が予見される場合には、「情報連絡本部」を設置・開催し、国土交通省が主体となって、関係機関と調整の上、広範囲の計画的・予防的な通行規制等を行い、集中的な除雪を実施する。 通行規制を行った場合は、災害対策基本法の適用などにより立ち往生車両の迅速な排除を行いつつ、集中的な除雪により、道路ネットワーク機能を早期に回復し社会経済活動への影響の最小化を図る。 立ち往生が発生した場合には、滞留状況を正確に把握できる体制の確保や関係機関との連携を図り、乗員保護を行う。</li> <li>○ETC2.0サービスにより、高速道路上を中心とした全国約900箇所において、ドライバーに冬期道路情報を提供し、冬期におけるドライバーの安全運転を支援している。</li> <li>○AI技術を活用したカメラ画像の解析による交通障害の自動検知システムの全国的な導入を進めている。</li> <li>○大雪時の適切な交通確保のため自動運転を視野に入れつつ最新技術を導入し、運転制御・操作支援等の除雪車の高度化やICT等の新技術活用を段階的に進めている。</li> </ul>
105	（防雪施設の整備） （エ） 道路防災総点検に基づき、雪崩予防柵、雪崩防護柵、スノーシールド等の整備を図る。また、地ふぶきにより視程の確保ができなくなる区間については、防雪柵等の整備を図る。さらに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生しないよう、チェーン着脱場や効率的な除雪作業のための除雪ステーション等の整備を進める。 なお、これらの防雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路防災総点検等に基づき、防雪施設の整備・補修等を実施している。  地域の実情に応じて待避所等の整備を行うよう努める。</li> </ul>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
106	（凍雪害の防止と消融雪施設の整備等） （オ） 凍上、融雪による路盤の破壊を防止するため、路盤改良や排水施設の整備を図る。 また、除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を推進するとともに、市街地等の除排雪の困難な箇所等においては、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を図る。 さらに、スパイクタイヤの使用規制等を踏まえ冬期道路交通安全性を確保するため、凍結防止剤の効果的散布、消融雪施設の重点的な整備を図る。 なお、これらの消融雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。	○国・地方自治体との調整により、除雪効果を増大させるための流雪溝の整備・補修等を計画的に行っている。また、市街地等の除排雪の困難な箇所等においては、消融雪施設の整備・補修等を行っている。
107	（歩道除雪の推進） （カ） 効率的な歩道除雪を推進するため、住民が使いやすい歩道除雪機械や工法の研究・開発を行い、住民協力の下に積雪期においても安全な歩行空間の確保に努める。特に、 <b>児童などの安全確保に配慮し、通学路、</b> 中心市街地、横断歩道周辺、医療・福祉施設周辺等における歩行空間の確保を図るため、歩道除雪、消融雪施設の整備を推進する。	○道路協力団体制度を活用しつつ、住民等の協力により除雪を行う。道路管理者と地方自治体等の調整により、児童などの安全確保が図られるよう通学路等の除雪を実施している。
108	（市街地における道路交通の確保） （キ） 市街地においては、都市計画事業等の推進により、広幅員道路等除排雪の容易な道路網の整備を行うとともに、雪捨て場の確保を図る。また、地域の状況に応じ、日常生活道路を含めて、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の面的な整備を行うとともに、住民協力の下に除排雪事業を円滑に実施し、積雪期における都市機能の維持に努める。 さらに、これら施設整備と除排雪作業の充実を総合的に進め、冬期歩行者空間の確保を図る冬期バリアフリー対策を推進する。	○積雪地域における道路の構造については、その地域の特殊性に鑑み、道路構造令等を参考に道路の幅員や防雪施設等について配慮した構造としている。 ○バリアフリー法に基づく基本方針に定められた移動等円滑化の目標に向け、重点整備地区等において整備を実施している。 ○広幅員道路、消融雪施設等の整備について、社会資本整備総合交付金等により支援している。
109	（ク） 市街地の主要道路については、電線共同溝等の整備により電線類の地中化を積極的に推進するとともに、植樹帯、道路標識、その他道路 <b>占用</b> 物件等については、除雪作業にも配慮して設置する。	○無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るために令和3年5月に策定した無電柱化推進計画に基づき、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から無電柱化を推進している。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
		○電線共同溝等の整備について、無電柱化推進計画事業補助制度等により支援している。
110	（集落内における道路交通の確保） （ケ） 集落内の日常生活道路については、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を行い、住民協力の下に道路交通の確保を図る。集落内の道路除雪が困難な地区においては、冬期の共同駐車場の整備を推進する。	
111	（交通安全施設の整備等） （コ） 安全で円滑な交通を確保するため、降積雪状況や道路交通状況に関する情報を道路利用者への的確かつ迅速に提供するVICIS（道路交通情報通信システム）、UTMS（新交通管理システム）等のITS（高度道路交通システム）の整備・拡充に努める。 また、降積雪時においても見やすい信号機、道路標識等の交通安全施設等の整備を推進する。 さらに、凍結路面においても制動性と操舵性の高い安全なタイヤや車両の開発・普及に努める。	○ITS（高度道路交通システム）の整備・拡充について、交通安全施設等整備事業により、交通監視カメラ、光ビーコン等の道路交通状況の収集、提供に関する装置の整備を推進している。 ○降積雪時においても見やすい信号機、道路標識等の交通安全施設等について、交通安全施設等整備事業により、雪が付着しにくいフラット型の信号機や視認性に優れた道路標識等の整備を推進している。 （参考） ・豪雪地帯の交通安全施設等整備事業に係る予算（国費） 令和3年度 18,339百万円の内数 令和4年度 17,830百万円の内数 ○ETC2.0サービスにより、ドライバーに冬期道路情報を提供し、冬期におけるドライバーの安全運転を支援している。 ○安全・安心な道路交通環境の実現に向けた、交通安全施設の整備については、防災・安全交付金等により支援している。
112	（住民に対する啓発等） （サ） 除排雪作業を円滑に行うため、放置車両等の防止について地域住民等に対する啓発に努めるとともに、除排雪作業状況を的確に伝達する体制の整備を図る。 また、運転者に対する <b>スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着にむけた啓発や、</b> 雪道安全運転教育に努める。	○高速道路と並行する国道等の同時通行止めを含む計画的・予防的な通行規制を実施する際は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く、日時、迂回経路等の通行規制予告を繰り返し発表する。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うように努める。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		<p>雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備える呼びかけを行っている。</p> <p>また、除雪作業の状況をホームページやSNS等を活用し適時適切な情報提供を行うとともに、道の駅やSA・PA等において、気象情報や交通情報に注意してもらうとともに、冬用タイヤやチェーン等の準備を万全にするよう呼びかけを行っている。</p> <p>道路の通行規制等が行われている場合、ICT技術を活用し、道路利用者に対して道路情報板、インターネット等により除雪作業等の状況を、情報提供する。</p>
113	<p>(運輸団体等に対する啓発等) (シ) 関係団体等に対し、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着や、車両の点検整備の確実な実施等と呼びかけ、大型・中型車の降積雪期における輸送の安全確保に努める。</p>	<p>○「道路交通の確保（運輸団体等に対する啓発等）」について、毎年降積雪期前に、通達「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」を发出し、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着等の呼びかけを行い、輸送の安全確保に努めている。</p>
114	<p>イ 鉄道・軌道交通の確保 (除雪体制等の強化) (ア) 積雪期における円滑な鉄軌道の運行を確保するため、除雪体制（除雪車両、除雪機械、人員及び施設）の整備・拡充を図る。また、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除又は軽減のため、雪崩防止柵等の防除雪施設の整備、運行車両の防雪化及び電力供給施設等の防雪対策の推進を図る。</p>	<p>○毎年、国土交通事務次官より各運輸局長あてに通知される「降積雪期における防災態勢の強化等について」の通達を各鉄道事業者あてに展開し、輸送の安全対策に万全を期すよう周知している。</p> <p>○積雪期における円滑な鉄軌道の運行確保については、鉄道防災事業費補助、鉄道施設総合安全対策事業費補助及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金により、雪崩防止柵等の防除雪施設の整備に要する費用の支援を行っている。</p>
115	<p>(転てつ機、踏切道等の融雪施設の整備) (イ) 転てつ機等の凍結害を防止するため、消雪・凍結防止施設を整備する。また、踏切部分に消雪施設等の整備を行い、踏切事故防止を図る。さらに、CTC（列車集中制御装置）等の運行システム、通信施設、保安施設等の機能強化を推進し、積雪期においても安全で円滑な列車運行を図る。</p>	<p>○転てつ機、踏切道等の融雪施設の整備については、鉄道施設総合安全対策事業費補助及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金により、分岐器部の融雪器等の融雪施設の整備に要する費用の支援を行っている。また、同補助金により、CTC等の運行システムの老朽更新等に要する費用の支援を行っている。</p>
116	<p>ウ 船舶・航空機による交通の確保</p>	<p>○豪雪による陸上輸送路の麻痺に備え、海上輸送ルート of 安全を確保</p>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	（船舶による交通の確保） （ア） 冬期においても安定的な海上輸送を確保するため、岸壁、荷揚施設等の整備を図るとともに、静穏度を確保するための防波堤の整備を図る。また、自然条件等を勘案して必要な機能を備えた航路標識を整備し、冬期の船舶の航行の安全を図る。 半島等沿岸域等で、陸上輸送路が限られ、海上輸送が有効な沿岸地域においては、陸上交通のみならず、海上輸送による代替輸送を確保する。	し船舶交通の被害の防止を図るため、船舶の安全な航行に不可欠な航路標識の信頼性向上を図っている。 ・船舶交通安全基盤整備事業 （令和3年度 263百万円→令和4年度 481百万円） ※令和3年度補正予算 2箇所 198百万円  ○岸壁、防波堤等について、港湾整備事業により整備を図っている。（この他に社会資本整備総合交付金等がある。） ・港湾整備事業費（国費） （令和3年度240,802百万円の内数） →令和4年度243,903百万円の内数）
117	（航空機による交通の確保） （イ） <u>冬期における航空機のより安全・安定的な運航を確保するため、必要に応じ既存施設の改良を図るとともに、効果的な除雪方法の確立等、除雪体制の強化等に努める。</u>	○航空機による交通の確保については、既存無線施設の着雪を防止する改良を実施するとともに、除雪機材の大型化や高性能化等により除雪体制の強化を図ってきているところであり、引き続き効果的な除雪方法に努めている。
118	エ バスによる交通の確保 バス路線道路の整備や除雪体制の強化による路線の確保とともに、車両無線やバス路線総合管理システムの整備による車両の運行管理の充実に努める。また、バス停留所の耐雪化、ターミナルの整備、バス運行情報提供システムの導入等により、積雪期においても快適で、安定したバス利用の確保に努めるとともに、地方生活バス路線については、その運行維持に努める。また、乗合タクシーなど、地域の実情に応じた新たな交通サービスの導入促進に努める。 さらに、各交通機関の有機的連携の強化を図るため、乗換ターミナルを整備するとともに、総合的情報提供システムの導入を図る。	○地域公共交通確保維持改善事業により、一定の地方路線バス・乗合タクシー等の欠損、バスターミナル等のバリアフリー化、待合・乗継環境の向上に資する待合施設の整備等を支援している。  国費 20,587百万円【356百万円】の内数 （全国分） 【】は復旧・復興分である（外数）。
119	オ 通信及び情報の確保 （通信の確保） （ア） 雪害を防除し、通信機能の確保を図るため、通信線路の地下ケーブル化、着雪防止工法の採用、重要ルート之二重化等による通信施設	○防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備については、緊急防災・減災事業債等により財政措置を講じているほか、「災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣及び支援業務」を行い、市町村において多様な情報伝達手段の整備を促進している。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	の整備を推進する。また、災害復旧体制の整備・強化に努めるとともに、 <b>地域の実情に応じ、防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備を促進し、</b> 災害時の連絡体制の確保に努める。さらに、郵便物については、その集配度数の確保に努める。	○被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用（条件不利地域については、老朽化した既存幹線の更改も補助対象）の一部を補助している（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）。 （参考）予算額 （令和3年度 233百万円の内数 → 令和4年度 195百万円の内数）
120	（情報通信ネットワークの高度化） （イ）豪雪地帯の生活の向上や産業活動の円滑化を図るため、光ファイバ等の <b>超高速</b> ブロードバンドや携帯電話等移動通信のための基盤整備を推進する。	○条件不利地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる伝送路施設（光ファイバ）やそれに伴う局舎内設備を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助している（高度無線環境整備推進事業）。 （参考）予算額 （令和3年度当初3,644百万円、補正1,776百万円 → 令和4年度 3,647百万円（全国））  ○携帯電話等移動通信のための基盤整備として、携帯電話等エリア整備事業を実施している。 （参考）予算額 （令和3年度当初 1,514百万円、補正1,301百万円 →令和4年度 1,500百万円（全国））  ○災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等の観点から、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用を一部補助している（「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業）。 （参考）予算額 （令和3年度当初1,100百万、一次補正1,095百万円 → 令和4年度 900百万）
121	カ 電力の確保 着雪による送電線の切断や塩雪害を防止するため、送電線の難着雪化等の防雪対策の強化を推進するとともに、電源車等による災害復旧体制の整備・強化を図り、安定した電力の供給に努める。	○例年、降積雪期における中央防災会議からの防災態勢の強化についての指導要請を受けて、一般送配電事業者等に対し、障害の未然防止や警戒体制の強化に関して周知徹底を図っている。  ○平成26年12月及び令和2年2月の大雪による電気設備被害については、事

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		業者に対して、停電解消に向けた作業に全力を挙げることを要請した。また、雪害による停電長期化を踏まえ、当該事業者に対して、抜本的な対策や復旧迅速化などを早急に検討するよう指示した。その結果、事業者においては、地方自治体等との連携強化、復旧機材や携帯発電機の確保や雪害における復旧活動に係るマニュアルの整備と訓練・教育の充実等を図ることとなった。
201	（2）農林業等地域産業の振興に関する事項  経済のグローバル化に伴う国際競争の本格化、情報化の進展、産業構造の変化等を背景として、豪雪地帯を含む地域産業は急激な転換を迫られている。このため、我が国の経済構造等の改革を視野に入れつつ、豪雪地帯においては、雪害対策の着実な実施を図りながら、豊かな土地、水資源、恵まれた自然環境、 <b>雪冷熱エネルギー</b> 等の優れた地域資源を生かすとともに、農林業等の生産活動を通じて発揮される多面的機能を確保し、先端技術等も活用しつつ、総合的な視点に立って地域の特性に応じた地域産業の構築と雇用機会の確保に努める。	—
202	ア 農業の振興等 （農業の競争力の強化等） （ア）豪雪地帯が食料の安定供給において果たす役割にかんがみ、地域輪作農法等の展開による水田農業の確立など規模が大きく、生産性の高い土地利用型農業の確立に努めるとともに、需要の動向に対応しつつ、地域の特性を生かして、野菜、果樹、花き等の導入など多様な農業の展開を図る。 <b>また、経営継承を円滑に行い、女性の能力の積極的な活用も図りながら、農林漁業の6次産業化等を担う人材を確保する。特に、土地利用型農業については、地域での話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図る。</b>  このため、豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等の土地改良事業を実施し、農業生産基盤の整備に努める。また、 <b>新規就農の増大を図るとともに、戸別所得補償制度の適切な推進等</b>	○力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、青年層の新規就農の促進や次世代の担い手への円滑な経営継承の取組を促進し、女性農業者の能力が最大限発揮できる環境の整備を行うとともに、「人・農地プラン」の活用や農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化等を図っているところ。 （参考）令和4年度予算（全国） ・新規就農者育成総合対策 20,700百万円 ・女性の活躍推進 92,755百万円の内数 ・人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業 300百万円 ・農地中間管理機構による農地集積・集約化の加速 → 令和4年度 13,205百万円  ○農業生産基盤の整備については、農業農村整備事業や農山漁村地域整備交付金等により農業競争力の強化を図っている。 ・農業農村整備事業 豪雪地帯分予算額（国費） （令和3年度 3,317億円、令和3年度（補正）

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	<p>と相まって、関係者による話し合いにより担い手への農地集積を促し、農業の競争力・体質強化を図る。また、輸出対策の推進、技術や知的財産を活用した新需要・新産業の開拓など、「攻め」の視点に立った新たな可能性を追求するための政策も推進する。</p> <p>さらに、環境への負荷の少ない持続可能な農業を進めるため、有機物資源のリサイクルによる土づくり等を促進するとともに、冷涼な気候条件を生かして農薬の節減を図る等、環境保全型農業の推進に努める。</p> <p><b>このほか、雪冷熱エネルギーの利用により、生産・加工・貯蔵した農産物のブランド化や低コストでの出荷調整など、雪国が持つ豊富な資源を有効かつ積極的に活用する取組を進める。</b></p>	<p>1,832億円の内数                      → 令和4年度 3,322億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村地域整備交付金 豪雪地帯分予算額（国費）                      （令和3年度 80,725百万円の内数                      → 令和4年度 78,398百万円の内数）</li> <li>・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））予算額（国費）                      （令和3年度 9,805百万円の内数                      → 令和4年度 9,752百万円の内数）</li> </ul> <p>※令和3年度までは農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）</p> <p>○経営所得安定対策等のうち、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、平成26年通常国会で改正された担い手経営安定法に基づき、平成27年産から、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に規模要件を課さずに実施。</p> <p>水田活用の直接支払交付金については、引き続き実施。</p> <p>（参考）令和4年度予算（全国）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作物の直接支払交付金：                      令和3年度 1,986億円 → 令和4年度 2,058億円</li> <li>・米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金：                      令和3年度 655億円 → 令和4年度 683億円</li> <li>・水田活用の直接支払交付金：                      令和3年度 3,050億円 → 令和4年度 3,050億円</li> </ul> <p>○雪冷熱エネルギーを活用した農産物貯蔵施設等の整備を行う場合については、事業の目的や内容に対応した支援メニューが用意されており、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）」、「強い農業づくり総合支援交付金」等の活用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）予算額（国費）                      （令和3年度 9,805百万円の内数                      → 令和4年度 9,752百万円の内数）</li> </ul>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
		<p>※農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）と食料産業・6次産業化交付金（6次産業化施設整備事業）を統合し、令和4年度予算から新設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（国費） （令和3年度 16,214百万円の内数 →令和4年度 12,566百万円の内数）</li> </ul> <p>※令和4年度予算から旧経営体育成支援事業部分が分離</p> <p>○地域ブランド化については、知的財産を総合的に活用することにより、地域の食品産業や観光産業等を振興し、地域の活性化を図る取組等への支援を行っている。</p>
203	<p>（総合的な畜産対策） （イ） 畜産については、冬期の土地利用に制約のある豪雪地帯における安定的な所得確保に資するものであり、土地利用型農業の基軸として需要の動向に対応した計画的で安定的な生産に努める必要がある。このため、地域の特性に応じた草地畜産基盤の整備、地域未利用資源の活用等による飼料自給率の向上、畜産振興施設の整備等に努め、総合的な畜産対策の推進を図る。</p>	<p>○農業生産基盤（草地畜産基盤）の整備については、農業農村整備事業や農山漁村地域整備交付金等により農業競争力の強化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業 豪雪地帯分予算額（国費） （令和3年度 3,317億円、令和3年度（補正）1,832億円の内数 →令和4年度 3,322億円の内数）</li> <li>・農山漁村地域整備交付金 豪雪地帯分予算額（国費） （令和3年度 80,725百万円の内数 →令和4年度 78,398百万円の内数）</li> </ul>
204	<p>（先端技術の利用等） （ウ） 生産性の飛躍的向上に資するため、産学官の緊密な連携の下に、長期的視点に立って、バイオテクノロジー等の先端技術を利用し、耐寒性、耐雪性、収量性などに優れた新品種の開発や乳量、肉質に考慮した増体性、繁殖性等の向上に着目した家畜改良などに努める。 また、高度情報通信技術を活用し、農業気象情報の収集、市場動向調査、農産物物流システム等の高度化を図るため、情報通信基盤の整備、</p>	<p>○耐寒性、耐雪性、収量性などに優れた新品種の開発について、「戦略的プロジェクト研究推進事業のうち生産現場強化プロジェクト」（H27～R元）、「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」（H28～R2）により寒地・寒冷地向け飼料作物（飼料用とうもろこし、牧草）や業務・加工用米の開発に取り組み、新品種については随時普及しているところ。</p>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	情報提供システムの開発等を総合的に推進する。 さらに、雪や氷の冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の農業技術の開発・普及を図る。	
205	（雪害対策の充実） （エ）積雪による作物栽培及び生育期間上の制約を克服するため、雪に強い品種の開発・導入や、雪面黒化法等による消雪促進を始め、耐雪性の育苗等農業用施設や流雪溝を兼ねた農業用排水施設、除雪機械等、消融雪施設等の整備・拡充を図るとともに、農地や農業用施設に接する農道の円滑な除排雪の促進、ローカルエネルギー利用による消融雪の促進に努める。また、果樹や茶の枝折れ等の雪害を防止するため、栽培管理技術の向上・普及に努める。なお、果樹や茶の樹体損傷がひどい場合には、改植等の推進により雪害からの復旧に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「雪に強い品種の開発」について、「戦略的プロジェクト研究推進事業のうち生産現場強化プロジェクト」（H27～R元）により寒地・寒冷地向け牧草（オーチャードグラス等）の栽培利用技術を開発したところであり、当該牧草については随時普及しているところ。</li> <li>○流雪溝を兼ねた農業用排水施設を整備できる事業として、農山漁村地域整備交付金の事業メニューの水利施設等整備事業（地域用水機能増進型）及び地域用水環境整備事業等により、措置しているところ。また、農業用施設の整備では、農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策等により雪害対策の充実を図っている。                          ・農山漁村地域整備交付金 豪雪地帯分予算額（国費）                          （令和3年度 80,725百万円の内数                          → 令和4年度 78,398百万円の内数）                          ・農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策予算額（国費）                          （令和3年度 9,805百万円の内数                          → 令和4年度 9,752百万円の内数）                          ※令和3年度までは農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）</li> <li>○雪害を防止するための果樹や茶の栽培管理技術の向上・普及について、通知により技術指導の徹底について周知している。改植等の推進について、果樹・茶支援関連対策により支援している。</li> </ul>
206	イ 林業の振興 （豪雪に対応した森林施業） （ア）冠雪害、雪圧害など豪雪が育林に及ぼす影響は極めて大きいことから、雪に強い優良品種の植栽、階段造林、自然力を活用した天然林施業、複層林施業、長伐期施業等による豪雪地帯に適した森林施業の推進を図るとともに、雪おこし、適切な間伐、森林病虫害等の防除等によ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豪雪に対応した森林施業については、森林整備事業により造林、間伐、雪起こし等を支援している。                          （参考）                          （令和3年度 151,679ha → 令和4年度 146,826ha）</li> </ul>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	り、森林の保護・管理の充実を図る。	
207	（林業活性化の方策） （イ） 豪雪地帯の地域特性に応じた林業の活性化に向け、流域を単位として、森林の整備、木材の生産、加工、流通等に一体的に取り組む森林の流域管理システムの推進を基本として、経営規模の拡大、特用林産物等の複合経営の推進等による林業経営体の育成・強化を図るとともに、新規参入者への支援、通年雇用化の推進等による林業就業者の確保に努める。また、林道における雪害防止施設の整備を適切に実施しつつ、林道と作業道等を組み合わせた高密路網の整備を図るとともに、高性能林業機械の導入、情報提供等の事業活動の支援措置を講じる。さらに、需要者の住宅等への要請に応じ、安定した品質の製品を低コストで適時適量供給し得る効率的な木材供給体制の整備を図る。	○豪雪地帯の地域特性に応じた林業の活性化に向け、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金による間伐や路網整備・機能強化等の森林整備、高性能林業機械の導入、特用林産施設等を通じた林業事業体の育成・強化、木材加工流通施設の整備への支援を措置している。また、「緑の人づくり」総合支援対策による新規就業者の確保・育成、森林整備事業による林道の雪害防止施設の整備等、さらには建築用木材供給・利用強化対策のうち建築用木材供給強化促進事業により、建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化するため、川上から川下までの生産・流通における地域ごとの多様な課題を解決していくための独自の取組への支援を措置しているところ。これらの予算を組み合わせ効率的な木材供給体制の整備に取り組んでいる。 （参考）関連予算 ・豪雪地帯における森林整備事業（推計値） （令和3年度 47,877百万円、令和3年度（補正）31,780百万円 → 令和4年度 48,921百万円） ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 （令和4年度 7,510百万円の内数） ・「緑の人づくり」総合支援対策 （令和3年度 4,658百万円の内数 → 令和4年度 4,810百万円の内数） ・建築用木材供給・利用強化対策のうち建築用木材供給強化促進事業 （令和4年度 106百万円の内数）
208	（森林の多面的な機能の確保） （ウ） 国民の森林に対する要請が多様化していることにかんがみ、林業生産活動とともに、山地災害の防止、地球温暖化防止、水源の涵養、保健休養、自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全等の森林の有する多面的な機能を高度に発揮し得る森林の整備を進め、森林の総合的な利用の推進を図る。	○森林の多面的な機能の確保に向けて、山地災害を防止し地域の安全性の向上に資するため、治山事業により治山施設の設置等を行うとともに、多様で健全な森林を育成するため、森林整備事業により間伐や路網整備等に対し支援を行っている。 （参考）関連予算 ・豪雪地帯における森林整備事業（再掲・推計値） （令和3年度 47,877百万円、令和3年度（補正）31,780百万円 → 令和4年度 48,921百万円） ・豪雪地帯における治山事業 （令和3年度 21,473百万円、令和3年度（補正）13,970百万円 → 令和4年度 21,816百万円）



No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
	商店街の高度化を促進するとともに、アーケード、消融雪施設の整備等により、降積雪時においても快適な買物空間の形成に努める。 また、卸売業については、雪に強い卸売団地や問屋街等の整備に努める。	
212	（運輸業及び建設業の振興） （イ） 降積雪の影響を受けやすい運輸業については、積雪期の交通の確保に努めるとともに、雪に強い流通業務団地等の整備を進める。 また、建設業については、通年施工体制の推進、工事の早期発注、早期着工等に努める。さらに、将来にわたって安定した冬期道路交通を確保するため、除雪作業等を担う人材の確保・育成ならびに技術力の保持・向上に努めるとともに、 <b>除雪業務の発注にあたっては、経費の適切な費用計上を行い、また担い手確保が困難となるおそれがある場合には、従来よりも包括的な契約や地域精通度の高い建設企業との契約を行う地域維持型契約方式を活用する。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体が発注した工事の受注者である建設企業が除排雪作業に協力しやすいよう、地方公共団体に対して、受注者から発注工事の一時中断などの相談・協議があった場合に柔軟に対応するよう要請している。</li> <li>○除雪に係る経費の積算の適正化について、地方公共団体に要請している。</li> <li>○除排雪の担い手である地域の建設企業の確保が困難となるおそれがある場合には、除排雪等について、複数年契約等従来よりも包括的な契約や地域精通度の高い建設企業との契約を行う地域維持型契約方式の適切な活用について地方公共団体に要請している。</li> </ul>
213	（観光・レクリエーション産業等の振興） （ウ） 地域の自然や生活、文化を生かした個性的な雪国リゾートを創造するとともに、海外をも視野に入れた冬期間観光の開発を推進する。このため、多様で豊かな自然環境、居住環境・食文化を含めた地域の生活文化、歴史的施設等の各種観光資源の発掘・再評価に努めるとともに、冬期利用に配慮した親雪公園やスキー場等を核とした通年型スポーツ・レクリエーション施設の整備を図る。また、宿泊施設についても、価格・サービス体系の多様化を進めつつ、整備・充実を図る。さらに、マルチメディア等を利用した観光情報システムの整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豪雪地帯基礎調査により、毎年、雪に親しむことをテーマとした観光振興、冬季スポーツ振興、冬季のレクリエーションの提供に関する行事の実施状況について実態を把握し、関係自治体に情報提供している。            （令和元年度 観光振興イベント等：333件、冬季スポーツ振興：520件、冬季のレクリエーションの提供：376件）</li> <li>○スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートを形成するため「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」を実施している。</li> </ul>
214	カ 交流の推進 （地域間交流の多様な展開） （ア） 雪国の特性を生かした多様な交流を推進するため、地域の産業や交流に関するデータベースの充実等を図り、豪雪地帯からの情報発信機能の強化に努める。 また、雪国の豊かな自然や伝統的な生活・文化等雪国の地域特性を生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豪雪地帯基礎調査により、毎年、雪に親しむことをテーマとした地域内の交流、地域間（国内）の交流、雪国文化の伝承・普及に関する行事の実施状況について実態を把握し、関係自治体に情報提供している。            （令和元年度 地域内の交流イベント：399件、地域間（国内）の交流：206件、雪国文化の伝承・普及：170件）</li> <li>○共助による除排雪の体制づくりを調査・支援し、活動の成果を全国に発</li> </ul>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
	かした体験型・参加型の地域間交流を推進するため、雪国の生活スタイルを学ぶプログラムを学校教育の現場に取り入れるとともに、雪国の暮らしや遊びを指導するインストラクターや専門家の養成に努める。 広域からの雪処理の担い手の円滑な確保という観点も含め、普段からの交流による関係づくりや <b>情報交換</b> の推進を図る。	信している。
215	（国際交流の促進） （イ） 地域特性に応じた独自の生活文化や創意工夫を生かした雪対策や寒冷地対策が進められている海外の雪国との情報・意見の交換を行うため、国際会議、文化活動、スポーツ、イベントの開催等を通じた国際雪国交流を促進する。	○豪雪地帯基礎調査により、毎年、雪に親しむことをテーマとした国際交流に関する行事の実施状況について実態を把握し、関係自治体に情報提供している。 （令和元年度 雪に関する国際交流イベント等：26件）
216	キ 雇用対策の推進 （職業能力の向上） （ア） 近年における急速な技術革新の進展、産業構造の高度化等に対応して、労働者の多様かつ高度な職業能力の開発、向上を図るため、公共職業能力開発施設の整備及び機能の充実に努めるとともに、専修学校や各種学校等との連携を図る。	○地域の特性に応じて、職業能力開発校等の設備整備（建物の整備（建替、改修、修繕等）、機械器具の整備）に係る経費、職業訓練指導員の研修の実施に係る経費の補助を行っている。 ○国から都道府県等への委託により、様々な民間教育訓練機関を活用して、地域の特性に応じた高度・多様な職業訓練を創出、提供している。
217	（通年雇用対策） （イ） 労働者の季節的失業を防止し、地域の雇用の安定と産業の振興に資するため、通年雇用対策を推進する。 また、出稼労働者に対しては、援護対策の充実に努める。	○季節労働者の雇用の安定化を図るため、「通年雇用助成金」や「季節労働者通年雇用促進支援等事業」などの事業を実施している。 （実績） ・通年雇用助成金（支給実績） （令和2年度9,089人、4,378百万円 →令和3年度7,317人、3,580百万円） ・季節労働者通年雇用促進支援等事業（利用者数） （令和2年度16,814人 →令和3年度17,997人） （関連予算） ・通年雇用助成金 （令和3年度 5,123百万円 →令和4年度 4,589百万円） ・季節労働者通年雇用促進支援等事業 （令和3年度 877百万円 → 令和4年度 873百万円）

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		○出稼労働者を多数送出する地域の労働局等において職業相談等による地元就労の促進、やむを得ず出稼就労する者に対する相談を実施。 ○出稼労働者の住環境を整備するための指導等を実施している。
301	（3）生活環境施設等の整備に関する事項 豪雪地帯における冬期の生活は、著しい降積雪等により、地域社会の機能が様々な面において低下するとともに、屋根雪下ろし等の除排雪活動に追われるなど幾多の制約を受けている。 このような状況に対処し、 <u>地域の特性に応じて</u> 、雪に強く安全で快適な生活環境の形成を図るため、教育、保健衛生、医療、介護・福祉サービス、消防防災等の住民生活に密着した各分野における施設等について、各種既存施設の活用にも留意した整備と克雪対策の充実を図るとともに、克雪住宅の普及・促進、克雪用水の確保、安定的な電力供給の確保やエネルギーの有効利用等に努める。また、地域における克雪・防災機能等の向上を図るため、地域住民のコミュニティー活動や組織づくりを <u>住民参加のもとで</u> 積極的に進めるとともに、マルチメディア等を利用した総合的な雪国情報システムの整備を推進する。 さらに、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めるため、これらの施設の整備等に加え、新たな雪国文化の形成や雪国景観の創造・保全に努める。	—
302	ア 教育環境の向上 （学校教育施設の整備） （ア） 学校教育施設については、耐雪耐寒構造化の推進等により、積雪、寒冷の程度に応じた施設の整備を図るとともに、施設の実態に即して耐震化や老朽化対策を行い、安全で良好な教育環境の整備を進める。 また、学校における教育用コンピュータやソフトウェアの着実な整備を進めるとともに、インターネットへの接続を進めるなど教育の情報化の一層の推進を図る。	○公立小中学校等の施設整備については、公立学校施設整備費において国庫補助を行っており、積雪寒冷度に応じた補助対象面積の加算や、特別豪雪地帯における補助率の嵩上げ、単価の加算、改築事業の補助要件の緩和などにより、耐震化や老朽化対策も含め、施設の実態に即した支援を行っている。 <特別豪雪地帯における公立小中学校等の施設等に対する国の負担・算定割合の特例事業の実績（法15条）> 令和3年度 10校 16事業 3,703百万円 ※特例事業の実績がある自治体の交付決定額を記載。 ○積雪寒冷地域における私立の認定こども園整備については、特別豪雪地帯における園舎の整備について、定員規模に応じた交付基準額について

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		加算するなど地域の実態に即して支援を行っている。 <認定こども園施設整備交付金> 令和4年度 2,519百万円（※令和3年度補正予算13,974百万円）の内数
303	（学校教育施設の適正配置等） （イ） 積雪等のために通学の困難な地域においては、冬期分校、へき地における冬期寄宿舎等の学校教育施設の適正配置に努める。 また、積雪期における教職員の通勤困難を緩和するため、へき地における教職員宿舎の整備を促進する。	○公立学校施設整備費による国庫補助において、積雪等のために通学の困難な地域における公立小中学校等の寄宿舎等や教職員住宅の整備については、補助率を嵩上げすることにより、その整備に対する支援を行っている。 <特別豪雪地帯における公立小中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例事業の実績（法15条）> 令和3年度 10校 16事業 3,703百万円 ※特例事業の実績がある自治体の交付決定額を記載。
304	（通学の安全の確保） （ウ） 積雪期における通学の安全を確保するため、通学路の歩道、交通安全施設等の整備及び歩道除雪の強化等に努める。 また、へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス等の整備を促進する。	○スクールバス等の整備については、「へき地児童生徒援助費等補助金」により、スクールバス等を購入する市町村等に対する補助を行っている。 令和3年度 161台 474百万円
305	（雪に親しむ教育と生涯学習等の充実） （エ） 地域の実情に応じて、雪を教材とした自然学習、雪国の生活スタイルを学ぶプログラムなどの雪に親しみ、雪に関する意識の高揚を図るための教育及び人材育成を推進する。	○各地の公民館等においては、地域の実情に応じて雪に親しむ教育を含めた様々な学級・講座を実施している。 ○学習指導要領において、体育における自然との関わりの深い雪遊びやスキーなどの指導について、学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意することとしている。
306	（オ） 生涯学習体系への移行に向け、専修学校（専門課程）を含めた高等教育機関等の整備を図るとともに、地域社会との連携を進め、地域における学習機会の充実に努める。	○地理的な要因にかかわらず、学びやすい環境を整備するため、「放送大学の充実・整備」の施策を講じている。 <放送大学学園補助金> 令和4年度 7,389百万円
307	（社会教育施設等の充実） （カ） 高齢化の進行等の地域の実情に対応し、地域のコミュニティ活動等の促進及び地域住民の冬期における健康・体力の増進に資するため、人づくり、組織づくりを推進するとともに、図書館、公民館等社会	○各地の公民館等においては、公民館運営審議会等において各種事業の企画実施等について審議し、人づくり、組織づくりの推進を図るとともに、「公民館の設置及び運営に関する基準」等に基づき、地域の実情に応じて住民の利用促進を図るために必要な施設及び設備を備えるよう努めている。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	教育施設の設備の充実、屋根付多目的広場等の交流・レクリエーション施設の整備に努める。	○国立青少年教育振興機構では、豪雪地帯も含め、全国28カ所に国立青少年教育施設を設置しており、利用者の安全・安心の確保のため、必要な整備等に努めている。
308	イ 保健衛生施設の整備 （水道施設等の整備） （ア） 積雪や凍結に強い上水道・簡易水道施設の整備・拡充を図るとともに、適切な水需要予測に応じた、水資源の開発を推進する。	○水道施設等については、省令等に基づき、積雪や凍結に強い安全な構造であることとされている。  ○市町村が実施する水道施設の整備に要する費用の一部を財政支援している。 （令和3年度 36,105百万円の内数 → 令和4年度 35,717百万円の内数）
309	（し尿・廃棄物処理施設等の整備） （イ） 下水道、集落排水施設、浄化槽の整備を計画的に推進する。また、施設の老朽化に対応した廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めるほか、積雪期に対応したし尿・ <u>ごみ</u> の収集体制及び処理施設の整備・拡充を図る。	○し尿・廃棄物処理施設等の整備については、循環型社会形成推進交付金により市町村を支援している。なお、豪雪地帯においては、人口要件及び面積要件を撤廃している。  ○浄化槽整備の推進について、循環型社会形成推進交付金により支援している。  ○地方公共団体が行う管渠、ポンプ場、処理場等の下水道施設の整備に対し、社会資本整備総合交付金等により支援している。
310	（ <u>農村検診センターの整備</u> ） （ウ） <u>住民の疾病予防及び健康増進を図るため、その拠点となる農村検診センター</u> の整備・充実を図る。	○農村検診センターの整備に要する費用の一部を補助している。 （令和3年度 2,723百万円の内数 → 令和4年度 3,623百万円の内数） ※保健衛生施設等施設整備費補助金として一括計上
311	ウ 医療体制の強化 （医療体制の強化） （ア） 病院、診療所等の施設の整備及び医師 <u>その他</u> 医療従事者の確保と適正な配置により、適切な医療水準の確保を図るとともに、無医地区の解消に努める。 また、救急患者の医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図るほか、高齢化の進行に対応した <u>た</u> 医療の充実・強化に努める。	○無医地区の解消を図るため、へき地診療所等の整備に対する補助を行っている。また、へき地保健医療対策費を活用し、患者輸送車（艇）に対する支援を行うとともに、ドクターヘリの活用等により救急医療体制の充実を図っている。 （参考） ・豪雪地帯がある道府県におけるドクターヘリ配備機数 （令和2年度 30機 → 令和3年度 30機）



No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		※令和3年度補正予算で計上した42,973百万円の内数  ○高齢者福祉施設の整備・充実について、「地域医療介護総合確保基金」により、各地方公共団体が地域の実情に応じて施設を整備する際に、その費用に対する補助を実施するとともに、令和2年度より豪雪地帯を含む過疎地域等における介護人材確保に向けた取組を支援する観点から、地域外から介護施設等に就職するための引越等の費用を助成する等支援を実施している。 （令和3年度 54,944百万円の内数等）  ○ボランティアセンター等の地域の受け皿組織の整備や、雪処理担い手確保のための取組を対象として、社会実験調査を通じ地域における除排雪に係る体制整備への支援を行っている。 （令和元年度 10箇所 → 令和2年度 7箇所）
314	オ 居住環境の向上 （克雪住宅の普及の促進と雪に強い居住環境の形成） （ア） 高齢化の進行等を踏まえ、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する既存住宅の克雪化を含めた克雪住宅の普及の促進等地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進するとともに、既存住宅の耐震化についても引き続き促進する。また、集落内でのコンパクトな集合住宅の導入も含めた様々な住まい方の検討や高齢者の安定的な住まい方の検討を地域の方々の参加を得ながら進める。	○地方公共団体が、地域の住宅政策の一環として、克雪住宅を整備する住宅所有者等に対して整備費の一部を助成する場合に、社会資本整備総合交付金等により支援している。  ○住宅の最低限の安全性の確保を図るため、住宅の耐震性の向上に資する事業について、社会資本整備総合交付金等により支援を行っている。
315	（快適な都市づくり） （イ） 都市内における雪処理の円滑化を図り、雪に強く、快適で魅力ある都市づくりを進めるため、降積雪を考慮した都市計画を策定し、市街地再開発、土地区画整理事業等を積極的に推進するとともに、地区計画、建築協定等の活用を図ることにより、広幅員道路の整備、電線類の地中化、適切な建ぺい率の確保及び冬期利用に配慮した公園や屋外・屋内運動施設を備えた公園等の整備を図る。この際、街中の再生と活用に留意し、雪に強いコンパクトなまちづくりを進める。また、関係機関と	○コンパクトなまちづくりを推進するため、まちなかへの都市機能の整備・維持等について、社会資本整備総合交付金等により支援している。  ○広幅員道路、電線類の地中化、流雪溝等の整備について、社会資本整備総合交付金等により支援している。  ○冬期利用に配慮した公園や屋外・屋内運動施設を備えた公園等の整備について、社会資本整備総合交付金等により支援している。  ○関係機関と調整の上、河川敷を雪捨て場として占用により利用させてい

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	調整の上、空き地、河川敷を利用した雪捨て場等の創出を図る。 また、消融雪熱源の確保及び流雪溝等の面的整備の推進と併せ、地域住民の自主的、組織的な克雪活動との連携を強化し、除排雪事業の総合的な推進を図る。	く。 ○地域コミュニティ形成を推進するため、地域除雪活動ガイドブックを作成・広報し、地域の実情に応じた活動や問題意識の啓発、行政等との連携を呼びかけている。 ○民間企業や地方公共団体に、地中熱や下水廃熱等を利用した融雪設備を導入する事業を、二酸化炭素排出抑制事業等補助金にて支援している。 （H27年度：210番から移動）
316	(空家に係る除排雪等の管理の確保) (ウ) 積雪に伴う空家の倒壊等により発生する危害を防止するため、地方公共団体による平時からの所有者の特定等所有者による除排雪その他の適切な管理の促進及び倒壊のおそれのある空家の除却等を支援するとともに、積雪により空家が既に倒壊した場合の対策、空家に係る除排雪や活用方策等の先進的な取組の普及その他必要な措置を講ずる。	○空き家等の除排雪その他の管理等に関する考え方や、市町村が活用できる国の制度等について取りまとめ、市町村に周知している。 （除雪について） ○「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和三年十一月二十六日付け中防消第九号中央防災会議会長通知）を發出し、空き家等の除雪を行う必要がある場合に、災害対策基本法第64条第1項に基づき、災害が発生又は発生しようとしておりかつ応急措置を実施する必要があると認めるときは、市町村長の判断で除雪のために当該空き家に立入ることが出来る旨を、地方公共団体等に対し周知した。 ○空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、災害救助法により、除雪（雪下ろし等）が可能としている。 ※災害救助法の適用は、令和2年度は4県22市町村において行われている。 ○地方公共団体が、居住環境の整備等の観点から、空き家等の除却等を行う者に対して、その費用の一部を助成する場合等について、社会資本整備総合交付金等により支援している。 ○過疎地域における空き家の活用については、定住促進空き家活用事業により支援している。 （倒壊した場合について） ○積雪による自然災害にて倒壊した家屋については、市町村（一部事務組

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		合、広域連合、特別区を含む。)が災害廃棄物として処理する場合には、災害等廃棄物処理事業費補助金により、収集・運搬・処理に要する費用の1/2を補助する。
317	(克雪用水の確保等) (エ) <u>降積雪が多い地域では、散水して消雪するためのパイプや道路の路側等に設置された流雪溝の使用等に伴う消流雪用水を確保することが必要である。このような克雪用水を安定的に供給するため、地域における水のネットワークを整備しつつ総合的な水の有効利用を推進する。</u>  <u>具体的には、地下水の涵養等による地盤沈下や塩水化等の防止に努めながらの地下水の適切な利用、既設ダムや消流雪用水を供給する雪対策ダムの整備、水量の豊富な河川等からの消流雪用水の導入、農業用水の流雪用水としての副次的な活用、下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水道再生水・下水熱の活用、温泉廃水の再利用等を通じて克雪用水を安定的に確保する。</u>	○必要な地域で、下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水道再生水・下水熱の活用が行えるよう、社会資本整備総合交付金により支援している。  ○消流雪用水導入のための水源の確保、水量の豊富な河川等からの消流雪用水の導入を実施している。
318	(克雪のための電力供給) (オ) 克雪用水の供給やロードヒーティング、屋根雪融雪装置に必要な融雪用電力等の負荷平準化に資する料金メニューの多様化・弾力化を推進し、電力の効率的な使用を促しつつ、その安定供給に努める。	○電力小売全面自由化後は、各電力会社において、負荷平準化に資する融雪向け電力等の多様な料金メニューを提供している。 (電力小売全面自由化前は、各電力会社から電気事業法に基づき届出られた選択約款に基づく融雪向け電力等の料金メニューを提供していた。)
319	(雪冷熱エネルギー等の利用) (カ) <u>豪雪地帯に賦存する雪氷や木材を地域の資源と捉えて活用することは、エネルギー自給率の向上や災害発生時のエネルギー確保に貢献するとともに、未利用の資源を有効活用した地域振興の観点からも重要である。このため、雪冷熱エネルギーや木質資源等を冷暖房に活用する技術の開発を進めるほか、そうした技術を公共施設において積極的に取り入れるとともに、民間施設への導入を支援する。さらに、実施事例の広報等を通じ、普及啓発に取り組む。</u>	○中小企業や小規模事業者が雪氷熱や地中熱をはじめとする再生可能エネルギー設備を導入する際の設備資金に対し、日本政策金融公庫による低利融資制度を措置している。
320	(総合的な雪情報システムの構築)	○冬期の気象、道路等の情報提供は各管理者において実施している。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	(キ) 冬期においても、安全で円滑な社会生活を送るため、気象、道路、 <b>雪害</b> 等生活全般にわたる各種の情報を適切かつ迅速に提供する総合的な雪情報システムの構築を図る。	○除雪中の事故防止に向けた対策等については、HPでの啓発や、地方公共団体への通知により周知している。 ○雪情報システムの構築を促進するため、「総合的な雪情報システムの構築に向けて」を作成し、豪雪地帯の道府県・市町村等に情報提供を行っている。
321	(新たな雪国文化の形成) (ク) 個性豊かで魅力的な活力ある地域づくりを進めるため、克雪活動を通じた地域コミュニティの形成、大雪時に備えた地域住民による支援のための仕組み作りの推進を図る。また、雪と親しみ、雪を楽しむ親雪活動の普及等により、新たな雪国文化を形成する。	○克雪活動を通じた地域コミュニティ形成を推進するため、「安全安心な克雪体制づくり取組事例集」(R3.3)、「安心安全な克雪体制づくり取組事例集」(R2.3)、「安心安全な克雪体制づくり取組事例集」(H31.3)、「共助除雪・安全対策取組事例集」(H30.3)、「”助け合い”除雪取組事例集」(H29.3)、「安全な克雪体制づくりの取組事例」(H28.3)、「住民除雪・除雪交流の取組事例」(H27.4)、「新たな地域除排雪の取組事例」(H26.4)、「地域除雪活動ガイドブック(事故防止チラシを含む)」(H25.4)を作成・広報している他、共助による除排雪等の社会実験調査を実施して、地域における除排雪に係る取組への支援を行っている。 (令和元年度 10箇所 → 令和2年度 7箇所)
322	(雪国景観の創造・保全) (ケ) 雪の景観素材としての活用等地域特有の自然や生活文化が反映された雪国ならではの景観の創造・保全に、住民、企業と一体となって努める。	○景観法に基づく、良好な景観形成等を推進しているほか、地方公共団体においても景観形成に関する独自の条例や計画等を定め、雪国景観の創造・保全に努めている。
323	カ 消防防災施設等の整備 (消防体制の整備) (ア) 消防用資機材、消防緊急情報システム等の消防通信施設の整備及び積雪型消火栓等の消防水利の確保を図るとともに、消防職団員の確保やコミュニティ消防センター等の整備により、消防力の充実に努める。	○豪雪地帯における消防防災施設等の整備を促進するため、消防防災施設整備費補助金及び緊急防災・減災事業債等により財政措置を講じている。 ○①消防団協力事業所表示制度、②入団促進のポスター、パンフレットの作成、広告掲載などの団員確保推進事業の展開
324	(防災体制及び救急・救助体制の整備) (イ) 地域防災計画の整備・充実等により、豪雪災害の防除を期するとともに、雪害や積雪期の大規模地震等に対する防災体制の強化に努め	○大規模地震や大雪等の大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる「災害対策基本法の一部を改正す

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	<p>る。また、ヘリコプターの円滑な運用、海上輸送を確保するために必要な港湾施設の整備、消防防災通信ネットワークの整備、消防施設、警察施設等の整備等により、救急・救助体制の整備・充実を図り、降積雪時においても防災業務及び救急・救助業務が円滑に実施されるよう努める。</p>	<p>る法律」が平成26年11月14日に成立し、11月21日に公布・施行された。</p> <p>○豪雪地帯における消防防災施設等の整備を促進するため、消防防災施設整備費補助金及び緊急防災・減災事業債等により財政措置を講じている。</p>
<p>325</p>	<p>（ウ）平時から<u>災害時要援護者の</u>把握を進めるとともに、豪雪が想定される場合に速やかに<u>避難支援</u>体制が整えられるよう、<u>避難支援プラン</u>を策定する。豪雪時において、災害の発生のおそれがある場合には、災害対策本部の設置等、速やかに必要な体制をとるものとする。さらに、大規模な災害の発生に、機動的、効果的に対応し得るよう広域応援体制等の整備を図る。また、状況の変化に応じた機動的な対応を図る。</p>	<p>○災害対策基本法の改正（平成25年法律第54号）により、避難行動要支援者名簿の作成等を規定し、市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に支援を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとした（災害対策基本法第49条の10から第49条の13）。</p> <p>○「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直しを行い、災害対策基本法の改正を受けた市町村の事務に係る取組方針等について示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を平成25年8月に公表した。これらを踏まえ、平成25年10月～11月にかけて全国9ヵ所でブロック会議を開催し、都道府県・市町村の防災担当者や福祉担当者に対し、改正災対法及び取組指針について周知徹底した。</p> <p>○平成26年3月には、参考となる市町村の取り組みをまとめた事例集を作成し、内閣府ホームページで公表した。また、上記ブロック会議開催以降、地方公共団体から質問があった事項について随時とりまとめ、避難行動要支援者対策等に係る業務に活用できるよう都道府県に通知した。さらに、各地域における避難行動要支援者対策の実施状況の把握や取組指針等の内容説明等のため、複数県の防災担当者等との意見交換会を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援対策の充実強化に取り組んだ。</p> <p>○令和3年には、さらなる取組の促進のため、災害対策基本法が改正され、新たに避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。これに伴い、5月には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表した。</p> <p>○平成26年12月5日からの北陸や西日本を中心とした大雪により、車両</p>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		<p>の立ち往生や孤立が発生している事態を踏まえ、12月6日及び8日に、山谷内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、大雪等の被害に係る関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況及び各省庁の対応状況について情報共有を行った。</p> <p>また、8日の会議では、大雪等への対応に関し、孤立が長期化していることを踏まえ、以下のとおり、地方公共団体と連携しながら、関係省庁一体となって、対応に万全を期すことを確認した。</p> <p>①孤立状態にある地域の住民の安否確認について、さらなる徹底を図るとともに、必要な物資の供給等を行うこと。          ②道路啓開に全力を挙げ、孤立状態の早期解消を図ること。          ③事業者と連携し、停電の早期復旧を行うこと。</p> <p>更に、翌9日には、山谷内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を徳島県へ派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施した。</p> <p>○平成26年12月26日には、安倍内閣総理大臣出席のもと、今後の豪雪対策に関する関係閣僚会議を開催し、年末年始も含め、雪害から国民の生命、暮らしを守るため、万全を期すことを確認するとともに、山谷内閣府特命担当大臣（防災）から国民への呼びかけを実施した。</p> <p>○令和3年1月7日からの大雪等により秋田県や新潟県の広い範囲で停電が発生したほか、除雪作業中の事故が発生した。また、北日本から西日本にかけて道路の通行止め、鉄道の運休、航空機・船舶の欠航等の交通障害が発生したほか、福井県等では車両の立ち往生が発生した。政府としては、令和3年1月6日に小此木防災担当大臣出席のもと関係省庁災害警戒会議を開催し警戒体制を確保した。8日には関係閣僚会議を開催し、10日には内閣府調査チームを福井県へ派遣した。14日には小此木防災担当大臣による新潟県及び富山県現地視察が行われ、翌15日には関係省庁災害対策会議（第1回）を開催し、現地視察結果の共有等を行った。22日には関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、自治体の除排雪事業等への支援、農林漁業者・中小事業者に対する雪害への支援等について盛り込んだ「令和2年12月～令和3年1月の大雪被害に関する対応策」を取りまとめた。</p>

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		○平成28年度に障害者団体の協力を得て、避難行動要支援者向けのパンフレット及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成29年3月内閣府（防災担当）」を作成し、内閣府ホームページで公表した。
326	キ 雪処理の担い手と安全の確保 豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により雪処理の担い手が不足していることにかんがみ、地域コミュニティの機能強化などにより、高齢者宅等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、広域からの除雪ボランティア等雪処理の担い手を円滑に受け入れられるような、受け皿機能の組織や、コーディネーターの養成に向けた取組を推進し、地域における除排雪の体制整備に努める。 その際、住民、除雪ボランティア等に対し、広報誌、講習会等を通じて、除雪作業の持つ潜在的な危険性に対する理解を得る啓発活動を推進するとともに、命綱、ヘルメットの着用等を普及するよう努める。 また、豪雪時の雪処理に広域的かつ効率的に対応するために建設業団体その他の非営利団体等との連携を図る。 なお、地域の関係者の意見や提案を十分踏まえた取組が必要である。	○雪処理の担い手と安全の確保については、「安全安心な克雪体制づくり取組事例集」（R3.3）、「安心安全な克雪体制づくり取組事例集」（R2.3）、「安心安全な克雪体制づくり取組事例集」（H31.3）、「共助除雪・安全対策取組事例集」（H30.3）、「”助け合い”除雪取組事例集」（H29.3）、「安心安全な克雪体制づくりの取組事例」（H28.3）、「住民除雪・除雪交流の取組事例」（H27.4）、「新たな地域除排雪の取組事例」（H26.4）、「雪下ろし安全10箇条動く電子ポスター」（H25.12）、「地域除雪活動ガイドブック（事故防止チラシを含む）」（H25.4）を作成・広報している他、共助による除排雪等の社会実験調査を実施して、地域における除排雪に係る取組への支援を行っている。 （平成30年度 10箇所 → 令和元年度 10箇所）  ○「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和3年11月26日付け中防災第39号中央防災会議会長通知）における「広域連携による担い手確保及び情報交換等」及び「関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進」に関する記述を受け、降積雪期における防災態勢の強化等について関係団体へ周知している。
401	（4）国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項 豪雪地帯では、著しい降積雪に伴う雪崩災害のほか、融雪出水、地すべり等、各種災害が毎年発生している。各種施策を推進しているものの、未だに多数の危険箇所が存在している。 このような状況に対処し、安全で自然豊かな美しい国土を目指し、雪崩防止等のための治山、治水、農地保全事業等を総合的に推進するとともに、環境保全に配慮した施策の推進を図る。また、雪崩等の災害発生の予測・連絡・避難体制の確立・整備を図るとともに、災害復旧体制の整備・強化に努める。	—
402	（雪崩災害の防止）	○雪崩災害の防止については、雪崩防止柵の設置や雪崩発生時に緩衝帯と

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	(ア) 雪崩災害を防止するため、なだれ防止保安林の整備及び雪崩予防施設、雪崩防護施設等の雪崩防止施設の整備・充実を図る。また、雪崩の発生機構についての調査研究を促進し、効果的な対策工法の早期確立に努めるとともに、雪崩危険箇所の把握を行い、雪崩ハザードマップの活用の促進や雪崩監視装置の設置等総合的な雪崩対策を積極的に推進する。	しての機能の発揮が期待できる防災林の造成、機能が失われた森林の再生等を治山事業により実施し、被害の防止を図っている。  ○雪崩災害に対する国民の理解と関心を高めることにより、雪崩災害による人命・財産の被害の防止軽減を図ることを目的として「雪崩防災週間」を設定し、広報活動や避難訓練、危険箇所のパトロールなどを実施している。
403	(融雪出水災害の防止) (イ) 融雪出水による災害を防止するため、治山、砂防事業を積極的に実施するとともに、流域の特性に応じた河川改修の促進、防災調節池、ダム、遊水地等の多様な治水施設の整備を推進する。また、浸水実績、浸水予想区域等の公表により土地利用の適切な誘導を図る。さらに、河川情報システム等の整備や洪水ハザードマップ、 <u>土砂災害ハザードマップ</u> の作成・活用を促進する。 <u>また、融雪等に伴う河道閉塞に起因する土石流等の重大な土砂災害が急迫している場合に、市町村が住民の避難指示に係る判断等を適切に行えるよう、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）に基づく緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報を市町村に提供する。</u>	○融雪や豪雨等による山地災害の防止を図るため、治山施設の設置等による浸透・保水能力の高い災害に強い森林づくりを推進している。  ○消流雪用水導入のための水源の確保、水量の豊富な河川等からの消流雪用水の導入を実施している。  ○砂防事業及び急傾斜地崩壊対策等事業を推進している。 （例：砂防事業（豪雪地帯分（直轄・補助）） 令和4年度 618箇所）  ○土砂災害ハザードマップの作成を促進している。 （令和2年度 1,525市町村）（全国分） （令和2年度 474市町村）（豪雪地帯分）  ○土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練を実施している。 （令和3年 339市町村）（全国分）
404	(土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止) (ウ) 融雪に伴う土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等を防止するため、治山事業による保安林等の整備及び地すべり防止施設の整備、砂防関係事業による土石流対策及び地すべり対策並びに急傾斜地崩壊対策事業を促進する。また、これらの災害危険区域における建築規制及び当該区域からの住宅移転等についても積極的に推進する。 さらに、土砂災害ハザードマップの <u>作成・活用</u> を促進する。	○融雪や豪雨等による山地災害の防止を図るため、治山施設の設置等による浸透・保水能力の高い災害に強い森林づくりを推進している。  ○砂防事業及び急傾斜地崩壊対策等事業を推進している。 （例：砂防事業（豪雪地帯分（直轄・補助）） 令和4年度 618箇所）  ○土砂災害ハザードマップの作成を促進している。 （令和2年度 1,525市町村）（全国分） （令和2年度 474市町村）（豪雪地帯分）  ○土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練を実施している。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		(令和3年 339市町村) (全国分)
405	(農用地等の防災の強化) (エ) 農用地、農業施設等の災害を防止するため、農地防災対策や地すべり対策事業を推進する。	○自然災害等からの農用地、農業用施設等の被害の未然防止については、農業農村整備事業や農山漁村地域整備交付金により農村地域の防災・減災対策を図っている。 ・農業農村整備事業 豪雪地帯分予算額(国費) (令和2年度 3,775億円、令和2年度(補正) 1,855億円の内数 → 令和3年度 3,333億円の内数) ・農山漁村地域整備交付金 豪雪地帯分予算額(国費) (令和2年度 98,475百万円、 → 令和3年度 80,725百万円の内数)
406	(警戒・避難体制の確立及び災害復旧対策の強化) (オ) 雪崩、地ふぶき、融雪出水、大雪による建物の倒壊等の災害発生に的確かつ迅速に対応するため、これらの災害の予知・予測技術の研究・開発を進めるとともに、危険区域の把握、 <u>地域住民の</u> 防災意識の向上、 <u>地域の実情に応じた</u> 防災行政無線等の <u>多様な災害情報伝達手段</u> の整備や民間事業者やメディア等との連携の促進による通信・連絡体制及び警戒・避難体制の強化を図る。また、災害発生に際しては、災害救助及び災害復旧事業の迅速な対応を図るため、資機材及び体制の整備に努める。	○防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備については、緊急防災・減災事業債等により財政措置を講じているほか、「災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣及び支援業務」を行い、市町村において多様な情報伝達手段の整備を促進している。 ○公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、国がその事業費の一部を負担(3分の2以上)することとなっている。迅速な災害復旧を進めていけるように被災自治体からの要望を聴取したうえで、適切な予算措置に努める。
407	(環境の保全) (カ) 雪国の自然環境を美しく健全な状態で将来の世代に引き継いでいくため、環境影響評価等を適切に実施し、環境の保全に努めるものとする。また、 <u>雪冷熱エネルギーの利用</u> 、地下水の涵養等による地域の状況に応じた健全な水環境の確保、環境への影響が少ない凍結防止剤の開発等、 <u>低炭素・循環・自然共生の各分野が統合的に達成された持続可能な地域社会の構築に向けた</u> 環境保全に配慮した施策を総合的かつ計画的に推進する。	○環境の保全のため、環境影響評価等を適切に実施している。また、低炭素・循環・自然共生の各分野が統合的に達成された持続可能な地域社会の構築に向けて、環境保全に配慮した施策を総合的かつ計画的に推進している。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
501	（5）雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化は、豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に実施するために不可欠であり、積極的な推進を図る。また、雪国の新たな産業創出を促す克雪技術や利雪技術に関する研究開発についても推進を図る。	—
502	（調査研究体制の整備） （ア） 地域の実情に応じた雪対策を推進するため、関係研究機関の調査研究施設の整備等総合的な調査研究体制の充実を図る。 また、雪氷に関する各種データの収集・整備の充実に努めるとともに、研究機関相互の連絡調整機能を充実し、防災科学技術研究所及び土木研究所等の公的研究機関や道府県立の研究機関、大学等の緊密な協力の下に、基礎的研究から応用的研究まで、効率的かつ積極的な推進を図る。 さらに、民間における研究・開発を推進するため、地域の特性を踏まえつつ、産学官の連携を図り、共同研究等の充実に努める。 なお、調査研究の推進に当たり、現場の実務担当者との協力・連携を促進し、成果の普及を図る。	○防災科学技術研究所では、偏波ドップラーレーダー等を用いた豪雪、雪崩、吹雪等の雪氷災害の観測研究等の基礎研究及び基盤的研究開発等を実施している。防災科学技術研究所が取得した積雪に関するデータは、ウェブサイト等を通じて公開するとともに、気象庁等関連機関に提供している。公的研究機関、大学、民間企業等と雪氷災害に関する共同研究を実施し、連携を図るとともに、現場の実務担当者等の意見を聴取しながら研究を進めている。さらに、首都圏などに設置した観測装置のデータを防災に役立てるための解析方法の検討を進めるなど、都市域を対象とした雪氷対策研究も継続して行う。 <運営費交付金> 令和4年度 7,861百万円の内数 ○土木研究所では、極端気象がもたらす雪氷災害の被害軽減のための技術の開発、安全で信頼性の高い冬期道路交通サービスの確保に関する研究について実施している。
503	（調査研究内容の充実） （イ） 雪崩、地ふぶき、着氷雪、落雪、落水等の予知・予測及びそれらの災害の防除、除雪機械、安全な冬期道路交通の確保、並びに克雪住宅や安全な屋根雪処理等に関する理工学的、技術的な調査研究の推進等に努めるとともに、産業の振興及び生活環境の向上のための社会的、経済的な研究についても積極的な推進を図る。また、雪下ろし等の除排雪に伴う事故への対策等に関する調査研究を行い、その成果の普及啓発を図る。 さらに、近年の豪雪地帯を取り巻く情勢の変化に対応し、雪や氷の冷熱エネルギーの活用技術、酸性雪の環境への影響、省エネルギー型の消	○「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和三年十一月二十六日付け中防災第三十九号中央防災会議会長通知）を発出すること等により、関係機関等を通じ、初動体制や除雪体制の整備、住民、ドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する対策等に十分留意するよう普及啓発を図った。 ○土木研究所では、極端気象がもたらす雪氷災害の被害軽減のための技術の開発、安全で信頼性の高い冬期道路交通サービスの確保に関する研究について実施している。 ○防災科学技術研究所では雪崩、吹雪、着氷雪、落雪等の予知・予測に関する研究を行い、その成果は新潟県や山形県等で試験的に利用されている。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	融雪技術等についても、調査研究を積極的に推進する。	また、雪下しや屋根雪落雪の危険性に関しても、H29年度に開発して北海道、青森県、新潟県、秋田県、山形県、富山県、福井県、長野県で運用中の積雪重量を面的に表示する「雪おろシグナル」等の研究成果の普及啓発を図る。また、大学や企業と共同し、IoTなどの新しい技術を取り入れ、除排雪やサプライチェーンへの雪害対策の研究開発等の取り組みの首都圏など都市域への展開を図る。高校生が多数犠牲となった平成29年3月の那須岳の雪崩事故を受け、南岸低気圧による雪氷災害防止のための研究も早急に成果を普及できるよう調査研究を継続して推進する。さらに、日本海寒帯気団収束帯(JPCZ)による日本海側の集中豪雪のメカニズムや予測技術等に関する研究開発を行うとともに、自治体、道路／鉄道管理担当者、スキー場等と連携強化を図り研究成果の社会還元を加速させる。  <運営費交付金> 令和4年度 7,861百万円の内数
504	（気象業務の整備） （ウ） 降積雪、雪崩等に関する正確かつ詳細な気象情報の提供を促進するため、観測、解析、予報・警報等の業務を行うための施設の整備及び体制の充実・強化を図る。また、降雪の短時間予測や、降雪量分布予報等に関する技術開発・改良を推進するとともに、インターネット、CATV等のマルチメディアを活用し、迅速かつ的確な気象情報の提供・伝達システムの推進を図る。	○気象業務の整備については、以下の対策を実施している。 ・気象観測施設の整備を引き続き進めており、静止気象衛星の製作を実施した。なお、静止気象衛星「ひまわり8号」を平成26年10月7日に打ち上げ、平成27年7月7日に運用を開始した。また、「ひまわり9号」を平成28年11月2日に打ち上げ、平成29年3月10日に待機運用を開始した。 ・豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するため、台風・集中豪雨雪等の気象情報の高度化に関する研究等により、災害をもたらす気象現象を再現するモデルや物理過程の高度化等を引き続き進めている。  ○集中的・記録的な降雪が発生し、大規模な車両渋滞・滞留を引き起こすなど、社会活動への影響が問題となっていることを踏まえ、平成30年度冬季に大雪について一層の警戒を呼びかける気象情報の提供について改善を図るとともに、令和元年度からはからは6時間先までの面的な予測情報の提供を開始した。令和4年度からは、これら情報の精度向上に向けて技術的な改善を進めている。 （参考） ・静止気象衛星業務の推進 関連予算 ※平成29年3月10日「ひまわり9号」待機運用開始に伴い、平成28年度で静止気象衛星の整備事業終了。  ・気象研究所における研究 関連予算 （令和3年度 191百万円の内数）

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
		→令和4年度 240百万円の内数) ・気象庁における関連予算 (令和3年度 0百万円)
601	<p>Ⅱ 特別豪雪地帯に関する事項</p> <p>特別豪雪地帯は、国土の面積の約20%を占め、総人口の約3%を擁しているが、積雪の度が特に高く、住民生活や産業振興の面で様々な支障が生じている。また、若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進行している地域が多く、地域社会も大きく変容してきている。</p> <p>このため、特別豪雪地帯においては、道路交通や学校教育施設等、次の事項について特別な配慮を行い、産業の振興と住民の安全で快適な生活の確保に努める。</p>	—
602	<p>(1) 道路交通の確保に関する事項 (基幹的な市町村道の整備)</p> <p>(ア) 特別豪雪地帯における日常生活や社会活動を維持するため、基幹的な市町村道については、道府県の代行等により、その改築を促進し、積雪期の道路交通の確保に努める。</p>	○豪雪法14条に基づく道府県代行事業に対し、地方の要望に応じて、社会资本整備総合交付金、防災・安全交付金等により支援している。 (令和3年度 4箇所 → 令和4年度 4箇所)
603	<p>(イ) 市町村道のうち、積雪期において、道路交通の確保が特に必要なバス路線等の幹線的な道路で道府県道への昇格基準に該当するものは、昇格措置を採り、その整備を図るとともに、除雪体制の強化を図る。</p>	—
604	<p>(ウ) これらの市町村道の整備を促進するため、地方債の充実を図る。</p>	○豪雪法に基づき豪雪地帯の市町村が実施する市町村道、除雪機械等及びその他関連防雪施設の整備事業に要する経費について、地方債計画上一般補助施設整備等事業のうち豪雪対策事業分として、枠の確保をしてきたところ。
605	<p>(2) 農林業等の振興に関する事項 (農業の振興)</p> <p>(ア) 著しい降積雪等による作物栽培及び生育期間の制約を克服するため、育苗等の農業用施設の耐雪耐寒化を進めるとともに、消融雪の促</p>	○農業生産基盤の整備については、農業農村整備事業や農山漁村地域整備交付金等により農業競争力の強化を図っている。 ・農業農村整備事業 特別豪雪地帯分予算額（国費） (令和3年度 3,317億円、令和3年度（補正）1,832億円の内数 → 令和4年度 3,322億円の内数)

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
	進を図る。また、生産性の向上を図るため、特別豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等、農業生産基盤の整備に努める。さらに、寒さや雪を活用した栽培による差別化、雪冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の利活用により、農産物の高付加価値を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村地域整備交付金 特別豪雪地帯分予算額（国費） （令和3年度 80,725百万円 → 令和4年度 78,398百万円の内数）</li> <li>・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））対策予算額（国費） （令和3年度 9,805百万円の内数 → 令和4年度 9,752百万円の内数） ※令和3年度までは農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）</li> <li>○雪冷熱エネルギーを活用した農産物貯蔵施設等の整備を行う場合については、事業の目的や内容に対応した支援メニューが用意されており、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）」、「強い農業づくり総合支援交付金」等の活用が可能。</li> <li>・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）予算額（国費） （令和3年度 9,805百万円の内数 → 令和4年度 9,752百万円の内数） ※農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）と食料産業・6次産業化交付金（6次産業化施設整備事業）を統合し、令和4年度から新設。</li> <li>・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（国費） （令和3年度 16,214百万円の内数 → 令和4年度 12,566百万円の内数）</li> </ul> ※令和4年度予算から旧経営体育成支援事業部分が分離
606	（工業、観光産業等の振興） （イ）既存の産業の育成や各種産業の積極的な導入を図り、生産性の向上と雇用の場の確保に努めるため、工場内消融雪施設の整備を進め、雪害対策の強化を図るとともに、積極的な設備投資の誘導に努める。 また、豊かな自然や伝統的な生活、文化等を活用し、スキー場、レクリエーション施設の整備等に努めるなど総合的な産業の振興を図る。	○中小企業や小規模事業者が雪氷熱や地中熱をはじめとする再生可能エネルギー設備を導入する際の設備資金に対し、日本政策金融公庫による低利融資制度を措置している。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
607	(3) 生活環境施設等の整備に関する事項 (学校教育施設等の整備) (ア) 学校教育施設の耐雪耐寒構造化の推進を図るとともに、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場の整備を促進する。	○公立小中学校等の分校の校舎及び屋内運動場の整備については、公立学校施設整備費において国庫補助を行っており、積雪寒冷度に応じた補助対象面積の加算や、特別豪雪地帯における補助率の嵩上げ、単価の加算、改築事業の補助要件の緩和などにより、その整備を行っている。 <特別豪雪地帯における公立小中学校等の施設等に対する国の負担・算定割合の特例事業の実績（法15条）> 令和3年度 10校 16事業 3,703百万円 ※特例事業の実績がある自治体の交付決定額を記載。
608	(イ) 積雪による通学の困難を緩和するため、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程の寄宿舎の整備を進める。 また、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教職員の積雪による通勤困難を緩和するため、教職員宿舎の整備・充実を図る。	○公立学校施設整備費による国庫補助において、積雪等のために通学の困難な地域における公立小中学校等の寄宿舎等や教職員住宅の整備については、補助率を嵩上げすることにより、その整備を行っている。 <特別豪雪地帯における公立小中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例事業の実績（法15条）> 令和3年度 10校 16事業 3,703百万円
609	(ウ) へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス等の整備を促進する。	○スクールバス等の整備については、「へき地児童生徒援助費等補助金」により、スクールバス等を購入する市町村等に対する補助を行っている。 令和3年度 161台 474百万円
610	(医療体制の確保等) (エ) 医療施設の整備と医師その他医療従事者の確保を図り、無医地区の解消を図るとともに、医療水準の向上に努める。 また、高齢化の進行に対応した医療の充実・強化を図る。	○無医地区の解消を図るため、へき地診療所等の整備やへき地勤務医師等の確保や医師の派遣調整等を実施するへき地医療支援機構の運営に対する補助を行っている。
611	(へき地医療の確保等) (オ) 特にへき地については、へき地診療所、へき地保健指導所等の整備及び静止画像伝送装置等を利用した診療連携を推進し、保健と一体となった包括的な医療の確保を図る。また、患者輸送の機能を有するヘリコプターや雪上車等の配備により、機動力の強化を図る。	○へき地医療拠点病院やへき地診療所等の整備については、医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金により、補助を行っている。 ○患者輸送に関しては、患者輸送車（艇）の整備や運営に対する補助を行うとともにドクターヘリの運航にかかる経費等に対する支援を行っている。 (参考) ・特別豪雪地帯がある道県におけるドクターヘリ配備機数 (令和2年度 20機 → 令和3年度 20機)

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
612	（介護・福祉サービス供給体制の整備等） （カ） 高齢化の進行に対応し、高齢者福祉施設の整備・充実を図るとともに、民間社会福祉施設の除雪に要する経費について助成を行う。	○福祉サービスの円滑な実施のため、豪雪法により特別豪雪地帯として指定された市町村に所在する民間社会福祉施設（保護施設・児童養護施設・乳児院等）について、除雪に要する費用を社会福祉施設運営費（措置費等）に算入している。 （令和3年度 25施設 6百万円 → 令和4年度 25施設 6百万円）  ○高齢者福祉施設の整備・充実について、「地域医療介護総合確保基金」により、各地方公共団体が地域の実情に応じて施設を整備する際に、その費用に対する補助を実施するとともに、令和2年度より豪雪地帯を含む過疎地域等における介護人材確保に向けた取組を支援する観点から、地域外から介護施設等に就職するための引越等の費用を助成する等支援を実施している。 （令和3年度 54,944百万円の内数等）
613	（克雪住宅の普及の促進等雪に強い居住環境の整備） （キ） 高齢化の進行に対応し、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する克雪住宅の普及の促進等地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進する。	○地方公共団体が、地域の住宅政策の一環として、克雪住宅を整備する住宅所有者等に対して整備費の一部を助成する場合に、社会資本整備総合交付金等により支援している。
614	（消防防災施設等の整備） （ク） 消防業務及び防災業務の迅速化を図るため、地域防災計画の整備・充実に努めるとともに、消防防災施設、警察施設等の整備を推進する。また、区域を越えた消防力、防災力の広域的な運用を図るため、市町村間の相互応援協定の締結の推進に努める。	○特別豪雪地帯における消防防災施設等の整備を促進するため、消防防災施設整備費補助金及び防災対策事業債等により財政措置を講じている。
615	（その他） （ケ） 地域住民の自主的な克雪・利雪活動等の推進を図り、安全で快適な活力ある地域社会を創造するため、地域の実情に応じた克雪・利雪施設等の整備・拡充に努める。	○地域コミュニティ形成を推進するため、町内会・自主防災会向けの地域除雪活動ガイドブックを作成・広報し、地域の実情に応じた活動や問題意識の啓発、行政等との連携を呼びかけている。
701	5 基本計画の推進 本計画に基づく事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体は、必要な経費の確保を図るとともに、資金の融通等適切な措置	—

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） <b>※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所</b> <b>黄色：主な変更箇所</b>	関連事業・施策等の実施状況
	を講じるほか、各種税制上の特例措置の活用を努める。また、民間との密接な連携を図り、民間活力の活用を努める。 なお、事業の実施に当たっては、次の事項について特に留意するものとする。	
702	（地方公共団体の自主性、自立性の強化） （ア）積雪の度その他地域の事情を勘案し、きめ細かな対応を図るため、地方公共団体の自主性、自立性の強化に努める。	○寒冷・積雪地域において割高となる経費について、普通交付税においては寒冷補正により、積雪の度合い等に応じて、所要額を算定している。また、大雪等により、除排雪経費が多額にのぼり、普通交付税で算定された額だけでは不足する団体に対しては、報告された一般財源所要額、除排雪に係る普通交付税額等を勘案しながら、特別交付税において所要額を算定している。 （参考） ・令和3年度 交付税措置額 普通交付税：1,799億円 （うち除排雪に係る経費 1,510億円） 特別交付税：724億円
703	（道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重） （イ）道府県豪雪地帯対策基本計画を最大限尊重し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。	○各事業において、地域の特性を考慮して豪雪地帯対策を実施している。
704	（市町村における雪対策に関する計画の考慮） （ウ）市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を促進するとともに、これを十分に考慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。	○各事業において、地域の特性を考慮して豪雪地帯対策を実施している。
705	（効率的な事業の実施） （エ）事業の目的、性格等に十分配慮しつつ、費用対効果分析の活用等可能な限り客観的な評価を行った上で、効率的な事業の実施に努める。	○行政事業レビューにより、各府省自らが予算の支出先や用途の実態を把握し、事業の内容や効果の点検を行っており、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させている。
706	（民間団体等の協力） （オ）国及び地方公共団体は、民間団体及び地域住民の役割を踏まえつつ、理解と協力を得て、効果的に計画を推進する。	○各事業において、国及び地方公共団体、民間団体、地域住民と連携を図り、豪雪地帯対策を実施している。

No.	豪雪地帯対策基本計画（第6次） ※赤字：第6次計画にて追加・変更となった箇所 黄色：主な変更箇所	関連事業・施策等の実施状況
707	（工事の早期着工） （カ） 積雪期の実情にかんがみ、工事については、早期に着工することができるよう努める。	○ゼロ国債等の国庫債務負担行為の活用等により、年度をまたいだ早期着工に向けた取り組みを行っている。